新旧比較対照表

新	旧 IB
沖縄県介護職員初任者研修事業指定要綱	沖縄県介護職員初任者研修事業指定要綱
目 次	目 次
1 沖縄県介護職員初任者研修事業指定要綱・・・・・・・・・・・・・・・1	1 沖縄県介護職員初任者研修事業指定要綱
第 1 条 趣旨	
第2条 指定の要件	第2条 指定の要件
第3条 事業者指定の申請	第3条 事業者指定の申請
第4条 研修指定の申請	第4条 研修指定の申請
第5条 指定の決定	第5条 指定の決定
第6条 複数の都道府県にわたる研修事業を行う場合の指定事務の取り扱い	第6条 複数の都道府県にわたる研修事業を行う場合の指定事務の取り扱い
第7条 受講者の募集等	第7条 受講者の募集等
第8条 変更等の届出	第8条 変更等の届出
第9条 事業休止の届出	第9条 事業休止の届出
第 10 条 事業廃止の届出	第 10 条 事業廃止の届出
第 11 条 実施状況の調査 第 12 条 指定の取消し	第 11 条 実施状況の調査 第 12 条 指定の取消し
第 12 宋 相足の取消し 第 13 条 実績報告書等の提出	第12 宋 指足の取消し 第13 条 実績報告書等の提出
第 13 未 美積報百音等の提出 第 14 条 留意事項	第 14 条 留意事項
第 15 条 その他	第 15 条 その他
2 様 式	2 様 式
(第1号様式)沖縄県介護職員初任者研修事業者指定申請書・・・・・・・・6	(第1号様式)沖縄県介護職員初任者研修事業者指定申請書6
(第2号様式)沖縄県介護職員初任者研修指定申請書・・・・・・・・・・7	(第2号様式)沖縄県介護職員初任者研修指定申請書 ··············7
(第3号様式)沖縄県介護職員初任者事業者指定通知書・・・・・・・・・8	(第3号様式)沖縄県介護職員初任者事業者指定通知書8
(第4号様式)沖縄県介護職員初任研修指定通知書・・・・・・・・・・9	(第4号様式)沖縄県介護職員初任研修指定通知書9
(第5号様式)沖縄県介護職員初任者研修事業 変更・休講届・・・・・・・10	(第5号様式)沖縄県介護職員初任者研修事業 変更・休講 届10
(第6号様式)沖縄県介護職員初任者研修事業 廃止・休止・再開届・・・・・11	(第6号様式)沖縄県介護職員初任者研修事業 廃止・休止・再開 届11
(第7号様式)沖縄県介護職員初任者研修実績報告書・・・・・・・・・・12	(第7号様式)沖縄県介護職員初任者研修実績報告書 ······················12
(第8号様式)沖縄県介護職員初任者研修修了者名簿・・・・・・・・・・13	(第8号様式)沖縄県介護職員初任者研修研修修了者名簿13
3 参 考(提出書類)	3 参 考(提出書類)
	│
参考 2 実習施設承諾書・・・・・・・・・・・・・・・・15	参考 2 実習施設承諾書15
参考3 講師一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・16	参考 3 講師一覧16
参考 4 講師履歴調書・・・・・・・・・・・・・・・・・17	参考 4 講師履歴調書17
参考 5 通信研修日程表・・・・・・・・・・・・・・・18	参考 5 通信研修日程表18
参考 6 通学研修日程表(通信課程)・・・・・・・・・・・・・19	参考 6 通学研修日程表 (通信課程)

参考7	実習修了確認書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	0
参考8	実習日誌・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	1
参考9	補講修了確認書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	2
参考10	講師出講確認書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	3

沖縄県介護職員初任者研修事業指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「施行令」という。)第3条第1項第1号口の規定に基づく介護員養成研修事業(以下「研修事業」という。)について、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成30年3月30日厚生労働省告示第184号。以下「告示」という。)及び「介護員養成研修の取扱細則について(介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係)」(平成30年3月30日老振発0330第1号 厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。)に定めるもののほか、介護員養成に関し、その他必要な事項を定める。

第2条 略

(事業者指定の申請)

第3条 事業者の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、初回の研修の受講者募集を開始する2ヶ月前までに、<u>沖縄県</u>介護職員初任者研修事業者指定申請書(第1号様式)を、次条に規定する<u>沖縄県</u>介護職員初任者研修指定申請書(第2号様式)とともに<u>、知事に</u>提出しなければならない。

(研修指定の申請)

- 第4条 事業者は、研修の指定を受けようとするときは、その都度、受講者の募集を開始する2ヵ月前までに、<u>沖縄県</u>介護職員初任者研修指定申請書(第2号様式)に、下記に掲げるものを添付して知事に提出しなければならない。なお、(16)から(18)については、毎年度の初回申請時のみの提出でよいものとする。
- (1) 研修事業担当部署の名称、所在地、電話番号及び担当者名
- (2) 研修の目的
- (3) 定員及び募集手続き等(募集開始日含む。)
- (4) 研修のカリキュラム
- (5) 研修の日程表(参考1)
- (6) 研修会場(会場名、所在地及び使用備品を置いた平面図)
- (7) 参加費及び収支予算書
- (8) 使用テキスト(通信方法による場合は、添削指導に係る教材資料を含む。)
- (9) 主な使用備品
- (10) 実習に利用しようとする施設等の名称、所在地及び設置者の氏名(法人名)並びに実習施設承諾書及び実習計画表、実習日誌の様式(実習を行う場合のみ) (実習施設承諾書→参考2、実習日誌→参考8)
- (11) 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別(参考3、4)
- (12) 研修修了の認定方法及び修了証明書の様式

参考7	実習修了確認書	20
少·5, 公·2 ·0	実習日誌	21
-		
参考 9	補講修了確認書	22
参考 10	講師出講確認書	- 23

沖縄県介護職員初任者研修事業指定要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「施行令」という。) 第3条第1項<u>第2号</u>の規定に基づく介護員養成研修事業(以下「研修事業」という。)について、 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)、介護保険法施行 規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準(<u>平成18年厚生労働省告示第 219号</u>。以下「告示」という。)及び「介護員養成研修の取扱細則について(介護職員初任者 研修関係)」(<u>平成24年3月28日老振発0328第9号</u>厚生労働省老健局振興課長通知。以 下「取扱細則」という。)に定めるもののほか、指定の手続きその他必要な事項を定める。

第2条 略

(事業者指定の申請)

第3条 事業者の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、初回の研修の受講者募集を開始する2ヶ月前までに、介護職員初任者研修事業者指定申請書(第1号様式)を、次条に規定する介護職員初任者研修指定申請書(第2号様式)とともに提出しなければならない。

(研修指定の申請)

- 第4条 事業者は、研修の指定を受けようとするときは、その都度、受講者の募集を開始する2ヵ月前までに、介護職員初任者研修指定申請書(第2号様式)に、下記に掲げるものを添付して知事に提出しなければならない。なお、(16)から(18)については、毎年度の初回申請時のみの提出でよいものとする。
 - (1) 研修事業担当部署の名称、所在地、電話番号及び担当者名
- (2) 研修の目的
- (3) 定員及び募集手続き等(募集開始日含む。)
- (4) 研修のカリキュラム
- (5) 研修の日程表(参考1)
- (6) 研修会場(会場名、所在地及び使用備品を置いた平面図)
- (7) 参加費及び収支予算書
- (8) 使用テキスト(通信方法による場合は、添削指導に係る教材資料を含む。)
- (9) 主な使用備品
- (10) 実習に利用しようとする施設等の名称、所在地及び設置者の氏名(法人名)並びに実習施設承諾書及び実習計画表、実習日誌の様式(実習を行う場合のみ) (実習施設承諾書→参考2、実習日誌→参考8)
- (11) 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別(参考3、4)
- (12) 研修修了の認定方法及び修了証明書の様式

IΒ

- (13) 研修責任者及び研修コーディネーターの履歴
- (14) 研修の一部免除の有無(有の場合はその対象者と免除科目範囲)
- (15) 向こう2年間の研修計画及び財政計画
- (16) 申請者の事業概要及び組織概要
- (17) 申請者の収支状況及び資産状況
- (18) 申請者の定款、寄附行為又はその他の規約
- (19) 損害賠償についてわかる書類
- 2 既に生活援助従事者研修の事業者として指定されている者が介護職員初任者研修の事業者とし て指定を受けようとするときは、(16)から(18)については、提出を省略することができる。
- 3 講義を通信学習の方法によって行う研修の場合、<mark>同条第1項</mark>に定める書類のうち(5)を、次に掲│2 講義を通信学習の方法によって行う研修の場合、前項に定める書類のうち(5)を、次に掲げる書 げる書類に変更し提出しなければならない。
 - (1)通信研修日程表(参考5)
 - (2) 通学研修日程表(通信課程)(参考6)

(指定の決定)

- 第5条 知事は、前2条により事業者の指定を受けようとする者から申請があり、申請内容が指定 基準を満たすと認められる場合、介護職員初任者研修事業者としての指定及び初回の研修の指定 を行い、申請者に対し、沖縄県介護職員初任者研修事業者指定通知書(第3号様式)及び沖縄県 介護職員初任者研修指定通知書(第4号様式)を交付する。
- 2 知事は、審査を行うにあたり、必要に応じて、申請内容について、申請者に対し照会を行い、 報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- 3 知事は、不指定の決定をしたときは、申請者に対し、理由を付してその旨通知する。
- 4 知事は、申請の内容が施行令、省令、告示、取扱細則又はこの要綱に規定する形式上の要件を 満たさないときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わない ときは、理由を付して申請を却下することができる。
- 5 知事は、前2項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行 うことができる。

第6条~第7条 略

(変更等の届出)

- 第8条 事業者は、第3条及び第4条による申請の内容を変更又は第4条に基づき申請した研修を 休講するときは、次の手続きにしたがって、沖縄県介護職員初任者研修事業 変更・休講 届(第 5号様式)に、関係書類を添付して知事に提出しなければならない。
 - (1) 事業者に関する事項について変更があった場合は、第5号様式に、変更後の関係書類を添 付して、変更した日から10日以内に提出する。
 - (2)研修内容に関する事項について変更をする場合は、第5号様式に、変更後の関係書類を添 付し、変更することとした日から10日以内に提出する。
 - (3)研修を休講する場合は、第5号様式に、休講理由を記入して、休講することとした日から 10日以内に提出する。
- 2 知事は、届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うこと ができる。

(事業休止の届出)

- 第9条 事業休止とは、研修を4月から翌々年3月までの2年度間にわたり開講しない(開講する 年度とは、研修開講日が属する年度をいう。)場合をいう。事業者は、その2年度に限り事業の 休止をすることができる。ただし、新たに指定を受けた最初の研修の開講日が翌々年度以降にな り、実施しない年度が生じる場合は休止とならない。
- 2 事業者は、研修を休止又は再開する場合には、休止は事業者が決定後10日以内に、再開は研 修の募集開始の2ヶ月前までに、沖縄県介護職員初任者研修事業 廃止・休止・再開 届 (第6号 様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 研修を再開する場合には、前項の届出に合わせて、研修指定の申請をしなければならない。

- 研修責任者及び研修コーディネーターの履歴
- (14) 研修の一部免除の有無(有の場合はその対象者と免除科目範囲)
- (15) 向こう2年間の研修計画及び財政計画
- (16) 申請者の事業概要及び組織概要
- (17) 申請者の収支状況及び資産状況
- (18) 申請者の定款、寄附行為又はその他の規約
- (19) 損害賠償についてわかる書類
- 類に変更し提出しなければならない。
 - (1)通信研修日程表(参考5)
 - (2) 通学研修日程表(通信課程)(参考6)

(指定の決定)

- 第5条 知事は、前2条により事業者の指定を受けようとする者から申請があり、申請内容が指定 基準を満たすと認められる場合、介護職員初任者研修事業者としての指定及び初回の研修の指定 を行い、申請者に対し、介護職員初任者研修事業者指定通知書(第3号様式)及び介護職員初任 者研修指定通知書(第4号様式)を交付する。
- 2 知事は、審査を行うにあたり、必要に応じて、申請内容について、申請者に対し照会を行い、 報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- 3 知事は、不指定の決定をしたときは、申請者に対し、理由を付してその旨通知する。
- 4 知事は、申請の内容が施行令、省令、告示、取扱細則又はこの要綱に規定する形式上の要件を 満たさないときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わない ときは、理由を付して申請を却下することができる。
- 5 知事は、前2項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行 うことができる。

第6条~第7条 略

(変更等の届出)

- 第8条 事業者は、第3条及び第4条による申請の内容を変更又は第4条に基づき申請した研修を 休講するときは、次の手続きにしたがって、介護職員初任者研修事業 変更・休講 届 (第5号 様式)に、関係書類を添付して知事に提出しなければならない。
 - (1)事業者に関する事項について変更があった場合は、第5号様式に、変更後の関係書類を添 付して、変更した日から10日以内に提出する。
 - (2)研修内容に関する事項について変更をする場合は、第5号様式に、変更後の関係書類を添 付し、変更することとした日から10日以内に提出する。
 - (3)研修を休講する場合は、第5号様式に、休講理由を記入して、休講することとした日から 10日以内に提出する。
- 2 知事は、届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うこと ができる。

(事業休止の届出)

- 第9条 事業休止とは、研修を4月から翌々年3月までの2年度間にわたり開講しない(開講する 年度とは、研修開講日が属する年度をいう。)場合をいう。事業者は、その2年度に限り事業の 休止をすることができる。ただし、新たに指定を受けた最初の研修の開講日が翌々年度以降にな り、実施しない年度が生じる場合は休止とならない。
- 2 事業者は、研修を休止又は再開する場合には、休止は事業者が決定後10日以内に、再開は研 修の募集開始の2ヶ月前までに、介護職員初任者研修事業 廃止・休止・再開届 (第6号様式) を知事に提出しなければならない。
- 3 研修を再開する場合には、前項の届出に合わせて、研修指定の申請をしなければならない。

- 4 知事は、事業者が休止期間を過ぎても再開届を提出しない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。
- 5 知事は、前3項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(事業廃止の届出)

- 第10条 事業者は、研修事業を廃止する場合には、廃止をすることとした日から10日以内に、 沖縄県介護職員初任者研修事業 廃止・休止・再開 届(第6号様式)を知事に提出しなければな らない。
- 2 知事は、事業者から届け出がなく養成研修が2年間開講されない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。
- 3 知事は、第1項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

第11条~第12条 略

(実績報告書等の提出)

- 第13条 事業者は、<u>研修</u>終了後2ヵ月以内に、<u>沖縄県</u>介護職員初任者研修実績報告書(第7号様式)のほか、<u>沖縄県</u>介護職員初任者研修研修修了者名簿(第8号様式)及び次に掲げるものの原本又は写しを知事に提出するものとする。
- (1) 受講者の出席簿(写し)
- (2) 実習修了確認書(参考7) (実習を行った場合のみ)
- (3) 実習日誌(参考8)(実習を行った場合のみ)
- (4) 補講修了確認書(参考9)<u>(補講を行った場合のみ)</u>
- (5) 講師出講確認書(参考10)
- (6) 免除者に関する証明書類(介護業務従事証明書等)(実施要綱別紙5)

第14条~第15条 略

附目

- 1 この要綱は、平成25年1月9日から施行する。 ただし、介護職員初任者研修の実施は平成25年4月1日からとする。
- 2 沖縄県介護員養成研修事業指定要綱は平成26年3月31日をもって廃止する

附 則

1 この要綱は、平成26年6月12日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成30年5月28日から施行する。

- 4 知事は、事業者が休止期間を過ぎても再開届を提出しない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。
- 5 知事は、前3項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(事業廃止の届出)

- 第10条 事業者は、研修事業を廃止する場合には、廃止をすることとした日から10日以内に、 介護職員初任者研修事業 廃止・休止・再開 届(第6号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、事業者から届け出がなく養成研修が2年間開講されない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。
- 3 知事は、第1項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

第11条~第12条 略

(実績報告書等の提出)

- 第13条 事業者は、<u>毎事業年度</u>終了後2ヵ月以内に、介護職員初任者研修実績報告書(第7号様式)のほか、介護職員初任者研修研修修了者名簿(第8号様式)及び次に掲げるものの原本又は写しを知事に提出するものとする。
 - (1) 受講者の出席簿
 - (2) 実習修了確認書(実習を行う場合)(参考7)
 - (3) 実習日誌(実習を行う場合)(参考8)
 - (4) 補講修了確認書 (参考9)
 - (5) 講師出講確認書 (参考10)
 - (6) 免除者に関する証明書類(介護業務従事証明書等)(実施要綱別紙5)

第14条~第15条 略

附 則

- 1 この要綱は、平成25年1月9日から施行する。 ただし、介護職員初任者研修の実施は平成25年4月1日からとする。
- 2 沖縄県介護員養成研修事業指定要綱は平成26年3月31日をもって廃止する

附目

1 この要綱は、平成26年6月12日から施行する。

(第1号様式)

沖縄県介護職員初任者研修事業者指定申請書

第 号 年 月 日

沖縄県知事殿

申請者名 印

介護保険法施行令第3条第1項<mark>第1号口</mark>に基づく、沖縄県介護職員初任者研修事業指定要綱第3条の規定に基づき沖縄県介護職員初任者研修事業者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

- 1 所 在 地 〒
- 2 法 人 名
- 3 代表者名
- 4 電話番号

(第1号様式)

沖縄県介護職員初任者研修事業者指定申請書

第 号 年 月 日

沖縄県知事殿

申請者名 印

介護保険法施行令第3条第1項<u>第2号</u>に基づく、沖縄県介護職員初任者研修事業指定要綱第3条 の規定に基づき沖縄県介護職員初任者研修事業者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

- 1 所 在 地 〒
- 2 法 人 名
- 3 代表者名
- 4 電話番号

(第2号様式)

ED

沖縄県介護職員初任者研修指定申請書

第 号 年 月 日

沖縄県知事殿

事業者

(所在地) 〒

(法人名)

(代表者名)

(電話)

(事業者番号)

沖縄県介護職員初任者研修事業指定要綱第4条第1項の規定に基づき研修事業の指定を受けたい ので、次のとおり関係資料を添付の上申請します。

1 研修の名称

2 通信学習の利用 有・無

3 研修実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 受講者定員 名

[添付資料]

- (1) 研修事業担当部署の名称、所在地、電話番号及び担当者名
- (2) 研修の目的
- (3) 定員及び募集手続き等(募集開始日含む。)
- (4) 研修のカリキュラム
- (5) 研修の日程表
- (6) 研修会場(会場名、所在地及び使用備品を置いた平面図)
- (7) 参加費及び収支予算書
- (8) 使用テキスト (通信の方法による場合は、添削指導に係る教材資料を含む。)
- (9) 主な使用備品
- (10) 実習に利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名(法人名) 並びに実習施設承諾 書及び実習計画書、実習日誌の様式(実習を行う場合)
- (11) 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- (12) 研修修了の認定方法及び修了証明書の様式
- (13) 研修責任者及び研修コーディネーターの履歴
- (14) 研修の一部免除の有無(有の場合はその対象者と免除科目範囲)
- (15) 向こう2年間の研修計画及び財政計画
- (16) 申請者の事業概要及び組織概要
- (17) 申請者の収支状況及び資産状況
- (18) 申請者の定款、寄附行為又はその他の規約
- (19) 損害賠償についてわかる書類

(第2号様式)

印

沖縄県介護職員初任者研修指定申請書

第年月日

沖縄県知事殿

事業者 (所在地) 〒

(法人名) (代表者名)

(者名)

(電話) (事業者番号)

沖縄県介護職員初任者研修事業指定要綱第4条第1項の規定に基づき研修事業の指定を受けたい ので、次のとおり関係資料を添付の上申請します。

- 1 研修の名称
- 2 通信学習の利用 有・無
- 3 研修実施期間 年月日~ 年月日
- 4 受講者定員 名

[添付資料]

- (1) 研修事業担当部署の名称、所在地、電話番号及び担当者名
- (2) 研修の目的
- (3) 定員及び募集手続き等(募集開始日含む。)
- (4) 研修のカリキュラム
- (5) 研修の日程表
- (6) 研修会場(会場名、所在地及び使用備品を置いた平面図)
- (7) 参加費及び収支予算書
- (8) 使用テキスト (通信の方法による場合は、添削指導に係る教材資料を含む。)
- (9) 主な使用備品
- (10) 実習に利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名(法人名) 並びに実習施設承諾 書及び実習計画書、実習日誌の様式(実習を行なう場合)
- (11) 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- (12) 研修修了の認定方法及び修了証明書の様式
- (13) 研修責任者及び研修コーディネーターの履歴
- (14) 研修の一部免除の有無(有の場合はその対象者と免除科目範囲)
- (15) 向こう2年間の研修計画及び財政計画
- (16) 申請者の事業概要及び組織概要(17) 申請者の収支状況及び資産状況
- (18) 申請者の定款、寄附行為又はその他の規約
- (19) 損害賠償についてわかる書類

(第4号様式)

沖縄県介護職員初任者研修指定通知書

第 号 日

殿

沖縄県知事

年 月 日付けで申請のありました沖縄県介護職員初任者研修については、介護保険 法施行令第3条第1項<u>第1号ロ</u>の規定に基づき、指定することとしましたので通知します。

なお、研修の実施にあたっては、沖縄県介護職員初任者研修事業実施要綱及び沖縄県介護職員初 任者研修事業指定要綱を遵守し、適切に研修を実施されるようお願いします。

(指定番号) 第 号

(指定内容)

1 研修の名称

2 通信学習の利用 有・無

3 研修実施期間 年 月 日~ 年 月 日

4 受講者定員 名

(問い合わせ先

(第4号様式)

沖縄県介護職員初任者研修指定通知書

第 号年 月 日

様

沖縄県知事

年 月 日付けで申請のありました沖縄県介護職員初任者研修については、介護保険 法施行令第3条第1項<u>第2号</u>の規定に基づき、指定することとしましたので通知します。 なお、研修の実施にあたっては、沖縄県介護職員初任者研修事業実施要綱及び沖縄県介護職員初 任者研修事業指定要綱を遵守し、適切に研修を実施されるようお願いします。

(指定番号) 第 号

(指定内容)

1 研修の名称

2 通信学習の利用 有・無

3 研修実施期間 年 月 日~ 年 月 日

4 受講者定員

(問い合わせ先

(第5号様式)

沖縄県介護員職員初任者研修事業 変更 · 休講 届

第 号 日

沖縄県知事殿

事業者 (所在地) 〒

(法人名) (代表者名) (電話)

ED

(事業者番号)

年 月 日付け <u>指定番号第〇一〇一〇号</u>により指定を受けた介護職員初任者研修 事業について、次の理由により 変更 ・ 休講 したいので届け出ます。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

- 2 変更の理由 (休講の場合は休講理由)
- 3 変更の時期 年 月 日
- 4 添付書類

連絡先 担当部署 担当者名 電話番号 (第5号様式)

沖縄県介護員職員初任者研修事業 変更 · 休講 届

第 号 年 月 日

沖縄県知事殿

事業者 (所在地) 〒

(法人名) (代表者名) (電 話) (事業者番号)

ED

年 月 日付け <u>第 号により指定を受けた介護職員初任者研修事業について、次の理由により変更・休講</u>したいので届け出ます。

1 変更の内容

変 更 後
N .

- 2 変更の理由 (休講の場合は休講理由)
- 3 変更の時期 年 月 日
- 4 添付書類

連絡先 担当部署 担当者名 電話番号

(第6号様式)

印

沖縄県介護職員初任者研修事業 廃止 · 休止 · 再開 届

第 号 年 月 日

沖縄県知事殿

事業者

(所在地) 〒

(法人名)

(代表者名)

(電話)

(事業者番号)

年 月 日付け <u>指定番号第〇一〇一〇号</u>により指定を受けた介護職員初任者 研修事業について、次の理由により 廃止 ・ 休止 ・ 再開 したいので届け出ます。

- 1 研修の名称
- 2 届出事項発生の時期(休止の場合は、予定期間も記載すること。)

年 月 日

(休止予定期間 年月日~ 年月日)

- 3 届出事項発生の理由
- 4 添付書類

連絡先 担当部署 担当者名 電話番号 (第6号様式)

沖縄県介護職員初任者研修事業 廃止 · 休止 · 再開 届

第 号 年 月 日

沖縄県知事殿

事業者

(所在地) 〒

(法人名) (代表者名)

ED

(電 話) (事業者番号)

年 月 日付け <u>第</u>号により指定を受けた介護職員初任者研修事業について、次の理由により 廃止・休止・ 再開 したいので届け出ます。

- 1 研修の名称
- 2 届出事項発生の時期(休止の場合は、予定期間も記載すること。)

年 月 日

(休止予定期間 年月日~ 年月日)

- 3 届出事項発生の理由
- 4 添付書類

連絡先 担当部署 担当者名 電話番号 (第7号様式)

沖縄県介護職員初任者研修実績報告書

第 号 年 月 日

沖縄県知事殿

事業者

(所在地) 〒

(法人名) (代表者名) (電 話)

年 月 日付け <u>指定番号第〇一〇一〇号</u>で指定を受けた介護職員初任者研修が 終了したので、実施結果及び修了者について次のとおり報告します。

- 1 研修の名称
- 2 研修実施期間

年月日~ 年月日

3 受講者数・研修修了者数

 受講者数
 名

 研修修了者数
 名

4 研修修了者及び研修実施状況 添付資料のとおり

[添付資料]

- (1) 沖縄県介護職員初任者研修修了者名簿(第8号様式)
- (2) 受講者の出席簿 (写し)
- (3) 実習修了確認書(参考7)(実習を行った場合のみ)
- (4) 実習日誌 (参考8) (実習を行った場合のみ)
- (5) 補講修了確認書(参考9)(補講を行った場合のみ)
- (6) 講師出講確認書(参考10)
- (7) 免除者に関する証明書類(介護業務従事証明書等)(実施要綱別紙5)
- 5 備 考
- * 補講を受講したことにより、修了年月日が異なる修了者がいる場合は、備考欄に修了証明 書番号、氏名、修了年月日及び修了が遅れた理由を記載すること。 また、途中で研修を取りやめた受講者がいた場合は、人数とその理由を記載すること。

(第7号様式)

沖縄県介護職員初任者研修実績報告書

第 号 日

ED

沖縄県知事殿

事業者

(所在地) 〒

(法人名) (代表者名) (電 話)

年 月 日付け <u>第</u>号で指定を受けた介護職員初任者研修が終了したので、実施結果及び修了者について次のとおり報告します。

- 1 研修の名称
- 2 研修実施期間

年月日~ 年月日

3 受講者数・研修修了者数

 受講者数
 名

 研修修了者数
 名

4 研修修了者及び研修実施状況 添付資料のとおり

[添付資料]

- (1) 介護職員初任者研修修了者名簿 (第9号様式)
- (2) 受講者の出席簿
- (3) 実習修了確認書 (実習を行なった時のみ)
- (4) 実習日誌 (実習を行った場合のみ)
- (5) 補講修了確認書
- (6) 講師出講確認書
- (7) 免除者に関する証明書類(介護業務従事証明書等)
- 5 備 考
- 補講を受講したことにより、修了年月日が異なる修了者がいる場合は、備考欄に修了証明 書番号、氏名、修了年月日及び修了が遅れた理由を記載すること。

また、途中で研修を取りやめた受講者がいた場合は、人数とその理由を記載すること。

(参考2)

実習施設承諾書

年 月 日

(研修実施主体名) 殿

(実習施設)

所 在 地法 人 名

ED

貴殿の実施する介護職員初任者研修の実習施設として、下記のとおり受講者の受け入れを承諾します。

	科目名		時間	受入期間	受入	数
実習施設	名称					
	所在地	∓			サービス開始	台年月 月
		TEL:			経過年数	6008
	55	FAX:			年	カ月
	実習指述	尊者		資格取得年月	年	月
	関係資	格		実務経験年数	年	カ月

(参考2)

実習施設承諾書

年 月 日

(事業者) 様

(実習施設)

代表名

FD.

費団体の実施する介護職員初任者研修の実習施設として、下記のとおり受講者の受け入れを承諾 します。

20	科目名		時間	受入期間	受入人数
±		T			
実習施設	名称				
8	2	₹			サービス開始年月
	所在地			*	年 月
		TEL:		3	経過年数
	ÿ	FAX:			年 カ月
	実習指導	尊者		資格取得年月	年 月
	関係資	F格		実務経験年数	年 カ月

(参考5)

通信研修日程表

研修期間: 年月日~ 年月日

レポート最終提出締切日: 年 月 日

提出回	科目	科目ご	との提	出期限
第 回		年	月	B
第 回		年	月	В
第 回		年	月	B
第 回		年	月	В
第 回		年	月	В
第 回		年	月	В
第 回		年	月	В
第回		年	月	B

(参考5)

通信研修日程表

研修期間:平成年月日~平成年月日

レポート最終提出締切日: 平成 年 月 日

是出回	科目	科目ごとの提出期限
第 回		
第回		<u>平成</u> 年月日
* 0		
第 回		
第 回		
第 回		<u>平成</u> 年月日
第 回		
第 回 ——		